

湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業
入札説明書等の修正について
【新旧対照表】

令和3年6月4日

湯梨浜町

様式1-2

入札説明書 質問記入欄

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a	項目等	旧	新																																																				
1	4	第2	1	(8)	イ	(ア)	①		町営住宅整備費	町は、町営住宅整備費を、令和3年度から令和5年度においては前払い及び部分払い、令和6年度においては完成払いで支払う	町は、町営住宅整備費を、令和4年度から令和5年度においては前払い及び部分払い、令和6年度においては完成払いで支払う																																																				
2	4	第2	1	(8)	イ	(ア)	②		町営住宅整備費	各年度の支払額は、令和3年度から令和5年度については事業者の提案に基づき町が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した一定額とし、令和6年度については町営住宅整備費から支払い済みの費用を控除した額とし、落札者決定後、町と事業者が協議して町が定める。	各年度の支払額は、令和4年度から令和5年度については事業者の提案に基づき町が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した一定額とし、令和6年度については町営住宅整備費から支払い済みの費用を控除した額とし、落札者決定後、町と事業者が協議して町が定める。																																																				
3	30	第4	8	(1)					入札参加資格審査(第一次審査)に関する提出書類	—	表の追加 <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>様式番号</th> <th>サイズ</th> <th>枚数</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札参加申込書</td> <td>様式2-1</td> <td>A4</td> <td>1枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>様式2-2</td> <td>A4</td> <td>原則1枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>入札参加資格に関する提出書類(表紙)</td> <td>様式2-3</td> <td>A4</td> <td>1枚</td> <td rowspan="11">5 (正本1、 副本4)</td> </tr> <tr> <td>入札参加資格確認申請書兼誓約書</td> <td>様式2-4</td> <td>A4</td> <td>原則1枚</td> </tr> <tr> <td>参加グループを構成する企業連絡先一覧</td> <td>様式2-5</td> <td>A4</td> <td>原則1枚</td> </tr> <tr> <td>設計企業に関する資格</td> <td>様式2-6</td> <td>A4</td> <td>原則2枚</td> </tr> <tr> <td>建設企業に関する資格</td> <td>様式2-7</td> <td>A4</td> <td>原則2枚</td> </tr> <tr> <td>工事実績調査</td> <td>様式2-8</td> <td>A4</td> <td>原則1枚</td> </tr> <tr> <td>工事施工証明書</td> <td>様式2-9</td> <td>A4</td> <td>原則1枚</td> </tr> <tr> <td>工事監理企業に関する資格</td> <td>様式2-10</td> <td>A4</td> <td>原則1枚</td> </tr> <tr> <td>入居者移転補助企業に関する資格</td> <td>様式2-11</td> <td>A4</td> <td>原則1枚</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	様式番号	サイズ	枚数	提出部数	入札参加申込書	様式2-1	A4	1枚	1	委任状	様式2-2	A4	原則1枚	1	入札参加資格に関する提出書類(表紙)	様式2-3	A4	1枚	5 (正本1、 副本4)	入札参加資格確認申請書兼誓約書	様式2-4	A4	原則1枚	参加グループを構成する企業連絡先一覧	様式2-5	A4	原則1枚	設計企業に関する資格	様式2-6	A4	原則2枚	建設企業に関する資格	様式2-7	A4	原則2枚	工事実績調査	様式2-8	A4	原則1枚	工事施工証明書	様式2-9	A4	原則1枚	工事監理企業に関する資格	様式2-10	A4	原則1枚	入居者移転補助企業に関する資格	様式2-11	A4	原則1枚
提出書類	様式番号	サイズ	枚数	提出部数																																																											
入札参加申込書	様式2-1	A4	1枚	1																																																											
委任状	様式2-2	A4	原則1枚	1																																																											
入札参加資格に関する提出書類(表紙)	様式2-3	A4	1枚	5 (正本1、 副本4)																																																											
入札参加資格確認申請書兼誓約書	様式2-4	A4	原則1枚																																																												
参加グループを構成する企業連絡先一覧	様式2-5	A4	原則1枚																																																												
設計企業に関する資格	様式2-6	A4	原則2枚																																																												
建設企業に関する資格	様式2-7	A4	原則2枚																																																												
工事実績調査	様式2-8	A4	原則1枚																																																												
工事施工証明書	様式2-9	A4	原則1枚																																																												
工事監理企業に関する資格	様式2-10	A4	原則1枚																																																												
入居者移転補助企業に関する資格	様式2-11	A4	原則1枚																																																												

様式1-3

要求水準書 質問記入欄

No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	旧	新
1	本編		24	第3	7	(1)	ア		基本的事項	事業者は、工事監理者を専任かつ常駐で配置し、工事監理業務を実施させること。	事業者は、工事監理者を専任で配置し、工事監理業務を実施させること。

様式1-5

提案様式集 質問記入欄

No	提出書類一覧	様式番号	項目等	旧	新																						
1	設計企業に関する資格	2-6	* 欄	* 設計JVを組成する場合は、備考欄にJVにおける代表者と構成員の別を記載すること。また、当該企業が市内業者である場合には、「市内業者」と記載すること。	* 設計JVを組成する場合は、備考欄にJVにおける代表者と構成員の別を記載すること。また、当該企業が町内業者である場合には、「町内業者」と記載すること。																						
2	建設企業に関する資格	2-7	* 欄	* 建設企業のうち、入札説明書第3・5(2)・イ・(イ)・⑧の実績を有する1者について、実績欄に○印を入れること。また、様式2-8により工事実績調書を提出すること。	* 建設企業のうち、入札説明書第3・5(2)・イ・(イ)・⑦の実績を有する1者について、実績欄に○印を入れること。また、様式2-8により工事実績調書を提出すること。																						
3	工事監理企業に関する資格	2-10	* 欄	<p>■工事監理企業名等</p> <table border="1"> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>商号又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>一級建築士事務所登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>資格者名簿の登録番号</td><td></td></tr> </table>	所在地		商号又は名称		代表者氏名		一級建築士事務所登録番号		資格者名簿の登録番号		<p>備考欄の追加</p> <p>■工事監理企業名等</p> <table border="1"> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>商号又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>一級建築士事務所登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>資格者名簿の登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	所在地		商号又は名称		代表者氏名		一級建築士事務所登録番号		資格者名簿の登録番号		備考	
所在地																											
商号又は名称																											
代表者氏名																											
一級建築士事務所登録番号																											
資格者名簿の登録番号																											
所在地																											
商号又は名称																											
代表者氏名																											
一級建築士事務所登録番号																											
資格者名簿の登録番号																											
備考																											
4	工事監理企業に関する資格	2-10	* 欄	* 工事監理JVを組成する場合は、備考欄にJVにおける代表者と構成員の別を記載すること。また、当該企業が市内業者である場合には、「市内業者」と記載すること。	* 工事監理JVを組成する場合は、備考欄にJVにおける代表者と構成員の別を記載すること。また、当該企業が町内業者である場合には、「町内業者」と記載すること。																						

様式1-6

事業契約書(案) 質問記入欄

契約書、契約約款

No	契約書	別紙 番号	頁	章	条	項	号	項目等	旧	新
1	契約書		4	4	14	6		調査業務	<p>アスベスト含有材使用状況調査の結果、既存住宅等においてアスベスト含有材の使用が認められた場合、事業者は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)等の法令に基づき、適切に処理を行い、石綿の飛散防止対策等の実施内容について掲示を行う。なお、事業者は、アスベスト含有材について、その処理方法を町と協議した上、事業者の責任において処理するものとするが、当該処理に要する費用については、第2項なお書の規定にかかわらず、(i)アスベスト含有吹付材のうち、アスベスト含有材使用状況調査実施前にその使用が予想された部分については事業者の負担とし、(ii)アスベスト含有吹付材のうち、アスベスト含有材使用状況調査実施前に、その使用が予想されていなかった部分については、本業務に係る対価には含めず、本事業契約変更の対象とし、(iii)アスベスト含有吹付材以外のアスベスト含有材については、事業者が負担する。但し、(ii)の場合においても事業者による既存住宅等の調査に不備、誤謬又は欠陥があり、かつ、そのために当該使用を発見することができなかったものの、後日当該使用が発見された場合には、当該発見が遅れたことに起因する増加費用及び損害は事業者が負担する。</p>	<p>アスベスト含有材使用状況調査の結果、既存住宅等においてアスベスト含有材の使用が認められた場合、事業者は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)等の法令に基づき、適切に処理を行い、石綿の飛散防止対策等の実施内容について掲示を行う。なお、事業者は、アスベスト含有材について、その処理方法を町と協議した上、事業者の責任において処理するものとするが、当該処理に要する費用については、第2項なお書の規定にかかわらず、(i)アスベスト含有吹付材については、本業務に係る対価には含めず、本事業契約変更の対象とし、(ii)アスベスト含有吹付材以外のアスベスト含有材については、事業者が負担する。</p>

様式1-6

事業契約書(案) 質問記入欄

契約書、契約約款

No	契約書	別紙 番号	頁	章	条	項	号	項目等	旧	新
2	契約書		18	11	51	5		事業者の債務不履行等による契約解除	—	第3項の場合において、町が本施設の出来形部分を買受ける場合、別紙11の規定による前払い及び部分払いがあったときは、町は、当該前払い及び部分払いの額を第3項の出来形部分の評価額から控除して買受ける。この場合において、受領済みの前払い及び部分払い額になお余剰があるときは、事業者は、解除が第1項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払い及び部分払いの支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を町に返還しなければならない。
3	契約書		19	11	52	3		町の債務不履行による契約解除	—	第1項に基づき、町が本施設の出来形部分を買受ける場合、別紙11の規定による前払い及び部分払いがあったときは、町は、当該前払い及び部分払いの額を控除して第1項の出来形部分に相応する事業者が要した費用を支払う。この場合において、受領済みの前払い及び部分払い額になお余剰があるときは、事業者は、その余剰額を町に返還しなければならない。
4		別紙11	47		③	7		町営住宅整備費の支払方法	—	事業者は、第1回支払い等を本件工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(本件工場において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払いの額の100分の25を超える額及び部分払いの額を除き、本件工場の現場管理費及び一般管理費等のうち本件工場の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。